

飼料穀物備蓄対策事業実施要領

平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号 農林水産省生産局長通知
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1585 号
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1567 号
令和 2 年 4 月 1 日付け元生畜第 1663 号

第 1 趣旨

飼料穀物備蓄対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料穀物備蓄対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1984 号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び飼料穀物備蓄対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1989 号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 定義

- 1 この要領において「事業実施主体」とは、実施要綱第 4 の 1 に規定する者をいう。
- 2 この要領において「備蓄用飼料穀物」とは、備蓄を目的として事業実施主体が保管する飼料穀物をいう。
- 3 この要領において「備蓄台帳」とは、事業実施主体が、備蓄用飼料穀物の備蓄場所及び備蓄数量を把握するために整備する日報をいう。
- 4 この要領において「備蓄計画数量」とは、事業実施主体が、不測の事態の発生時における事業の継続のため、飼料穀物の品目ごと及び地域ごとに事業実施計画に記載する数量をいう。
- 5 この要領において「供給不足地域」とは、輸出国の凶作等による国際供給力の激変、港湾ストライキ、国内における災害等不測の事態の発生により配合飼料の供給が困難となり、畜産経営への悪影響が現に生じ、又は生じるおそれがある地域をいう。

第 3 事業実施主体の要件等

実施要綱別表の事業実施主体欄の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件は、事業種類ごとに次に掲げるとおりとする。

1 飼料穀物備蓄支援事業

実施要綱第 1 の配合飼料製造業者等であって、第 4 の 1 の規定に基づき事業継続計画を策定し、不測の事態の発生の際、当該計画に基づき畜産を営む者への安定供給を行うもの。

2 配合飼料緊急運搬事業

1 の事業を実施する事業実施主体であること。

3 配合飼料安定供給連携支援事業

配合飼料製造業者等及びその関係者が組織する協議会であって、次に掲げる全ての要件をみたすもの。

- (1) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約・規定（以下「規約等」という。）が定められていること。

- ア 協議会の代表者及び意思決定の方法
 - イ 事務・会計の処理方法及びその責任者
 - ウ 財産管理の方法
 - エ 公印の管理・使用及びその責任者
 - オ 内部監査の方法等を明確にした協議会の運営
 - カ アからオまでのほか、協議会の運営に関して必要な事項
- (2) 規約等において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1に定める事業実施計画については、事業種類ごとに下表に掲げる様式により作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

事業種類	事業実施計画
(1) 飼料穀物備蓄支援事業 及び配合飼料緊急運搬事業	別記様式第1号（承認申請書） 別記様式第2号（事業継続計画） 別記様式第3号（備蓄実施計画） 別記様式第4号（緊急運搬計画）
(2) 配合飼料安定供給連携支援事業	別記様式第5号（承認申請書及び事業実施計画）

2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第5の2の(1)に基づき事業実施計画を変更する場合は、1の規定に準じて書類を添付した上で、変更後の事業実施計画を生産局長に提出し、変更の承認を受けるものとする。
- (2) 生産局長は、飼料穀物の需給状況の変化等の事由により配合飼料の安定供給を図る上で必要と認める場合は、事業実施計画の変更を承認するものとする。
- (3) 実施要綱第5の2の(2)の規定により生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、1の規定に準じて書類を添付した上で変更後の事業実施計画を生産局長に提出し、変更の承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業費の30パーセントを超える増減

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受け

た上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号－1により、生産局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 備蓄予定場所

- 1 第4の1の(1)の備蓄実施計画に定める備蓄予定場所は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量の確認が可能な、次に掲げる倉庫等とする。
 - (1) 公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）の利子補給を受けて、機構が所有する飼料用とうもろこし及びこうりゃんを保管することを目的として建設されたサイロであつて、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）を超過していないもの（以下「指定サイロ」という。）
 - (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫のうち、指定サイロ以外のもの（以下「営業サイロ等」という。）
 - (3) 事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）が所有するサイロ、原料タンク等であつて、測尺により実在庫数量を確認できるもの（以下「自社サイロ等」という。）
- 2 事業実施主体は、指定サイロを備蓄予定場所とするよう努めるものとする。

第6 備蓄実績の確認及び報告

- 1 備蓄台帳の整備等
事業実施主体等は、備蓄用飼料穀物の備蓄数量を確認できるよう別記様式第6号又は備蓄数量が確認できるものとして生産局長が認める様式により、備蓄台帳を整備するものとする。
- 2 備蓄数量報告
事業実施主体は、毎月末の備蓄数量を備蓄実施報告（別記様式第7号）に取りまとめ、翌月の15日（ただし、3月分は4月10日とする。）まで（当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日までとする。以下同じ。）に、生産局長に提出する。

第7 保管経費の請求・支払

- 1 保管経費の請求等

(1) 請求金額の算出及び保管経費計算書の作成

事業実施主体は、1日から10日までを上期、11日から20日までを中期、21日から月末までを下期として、次の算式により請求金額を算出し、保管経費計算書（別記様式第8号）を作成する。

また、補助対象数量は、第4の1の(1)に定める備蓄計画数量から第8の1による備蓄用飼料穀物を活用した数量を控除したものとする。ただし、備蓄予定場所の備蓄数量が備蓄計画数量を下回る場合は、備蓄数量を補助対象数量とする。

なお、特に効率的な輸入が可能であって、防災機能を有することにより災害時における早期の復旧が期待される港湾における備蓄を促進する観点から、別表1に定める拠点・防災備蓄分の保管費については、補助率1/3、拠点・防災備蓄分以外の通常備蓄分の保管費については、補助率5/17とする。

請求金額＝通常備蓄分補助額(①)＋拠点・防災備蓄分補助額(②)＋
金利相当補助額(③)

① 通常備蓄分補助額＝(補助対象数量(A)×P₁＋補助対象数量(B)×P₁＋
補助対象数量(C)×P₁)×5/17

② 拠点・防災備蓄分補助額＝(補助対象数量(A)×P₁＋補助対象数量(B)×
P₁＋補助対象数量(C)×P₁)×1/3

③ 金利相当補助額＝補助対象数量(A)×P₂＋補助対象数量(B)×P₂＋
補助対象数量(C)×P₂

補助対象数量(A)：各月1日の補助対象数量

補助対象数量(B)：各月11日の補助対象数量

補助対象数量(C)：各月21日の補助対象数量

P₁：第3の1の規定により、生産局長の承認を受けた事業実施計画に記載された保管料単価※をP₁に当てはめて算定する。

※ 国が支払う備蓄用飼料穀物に係る保管料単価は、級地別、品目別で加重平均した平均単価が別表2の品目別基準単価を超えないものとする。ただし、第4の1の規定に基づく事業継続計画上、その場所での保管が不可欠であると生産局長が認める場合には、この限りではない。

また、保管料が設定されていない自社サイロ等については、本事業の実施により生ずるものが明確に区分できる経費で、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる光熱費、保守管理費等を補助対象とする。

P₂：実施要綱別表の1の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める相当定額は、別表3のとおりとし、該当する単価をP₂に当てはめて算定する。

(2) 備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額の算出

備蓄予定場所が複数存在する場合の請求金額は、次のとおり、場所ごとに補助対象数量を設定（場所ごとの補助対象数量の合計が、事業実施主体の補助対象数量となる。別紙「保管経費の算定方法」を参照。）し、(1)の算式によりそれぞれの備蓄予定場所

の請求金額を算出した上で、合算する。

ア 指定サイロの備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量以上の場合、補助対象数量全てを指定サイロに割り当てる。なお、指定サイロが複数ある場合には、当該補助対象数量をそれぞれの指定サイロの備蓄数量により按分して、指定サイロごとの補助対象数量を定める。

イ 指定サイロの備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量未満である場合は、指定サイロの備蓄数量全てを補助対象数量とする。

この場合、補助対象数量から指定サイロの備蓄数量を控除した量（以下「指定サイロ控除済補助対象数量」という。）が、営業サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

（ア）営業サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が指定サイロ控除済補助対象数量以上の場合、指定サイロ控除済補助対象数量を営業サイロ等の補助対象数量とする。なお、営業サイロ等が複数ある場合には、指定サイロ控除済補助対象数量をそれぞれの営業サイロ等の備蓄数量により按分して、営業サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

（イ）営業サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が指定サイロ控除済補助対象数量未満の場合は、営業サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。この場合、指定サイロ控除済補助対象数量から営業サイロ等の備蓄数量を控除した量（以下「営業サイロ等控除済補助対象数量」という。）が、自社サイロ等の補助対象数量となるよう、次のとおり自社サイロ等ごとの補助対象数量を定める。

（a）自社サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が営業サイロ等控除済補助対象数量以上の場合、営業サイロ等控除済補助対象数量を自社サイロ等の補助対象数量とする。なお、自社サイロ等が複数ある場合には、営業サイロ等控除済補助対象数量をそれぞれの備蓄数量により按分して、自社サイロごとの補助対象数量を定める。

（b）自社サイロ等の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が営業サイロ等控除済補助対象数量未満の場合は、自社サイロ等の備蓄数量全てを補助対象数量とする。

（３）複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合の請求金額の算出

複数の品目の飼料穀物を備蓄する場合は、品目ごとに（１）及び（２）に基づき保管経費を算出した上で、合算する。

（４）保管経費の請求

事業実施主体は、交付要綱第 11 の規定に基づき、第 1 四半期から第 3 四半期までの最終月の翌月 15 日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄対策事業費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、概算払請求することができる。

また、交付要綱第 13 の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに、品目ごとに次に掲げる書類を飼料穀物備蓄対策事業費補助金実績報告書（以下「実績報告

書」という。)に添付の上、大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)に対し、精算払請求するものとする。

① 備蓄台帳(写)(第6の2に基づき報告し、第10の1の(2)のイの規定に基づく確認を受けたものに限る。)

② 保管経費計算書(写)(第7の1に基づき作成したもの。)

③ 請求書(写)

2 請求書の審査及び支払

大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)が、1の(4)の規定に基づき保管料経費の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、生産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書、及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第4の1の規定により生産局長の承認を受けた事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官(官署支出官)が支払を行う。

第8 備蓄用飼料穀物の活用手続

1 事業実施主体は、事業継続計画に基づき、備蓄用飼料穀物を活用することにより次のいずれかの事態が生じることが見込まれる場合には、事前に、備蓄用飼料穀物の活用品目、数量、期間及び活用理由を記載した備蓄活用申請書(別記様式第9号)を、生産局長に提出する。

(1) 備蓄予定場所の備蓄数量の合計が月末に備蓄計画数量の合計より下回る事態

(2) 備蓄計画上の同一地域の備蓄数量が月末に当該地域の備蓄計画数量の50%(基準数量)を下回る事態

2 生産局長は、1の規定により、備蓄活用申請書が提出された場合は、第4の1の事業継続計画と整合性があるか否かについて審査する。

3 生産局長は、2の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が適当であると認める場合は、その活用を承認するものとする。

4 生産局長は、事業実施主体から備蓄活用申請書の提出がなく、かつ、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回った場合及び2の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が不適当であると認める場合は、交付要綱第15の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、当該年度に事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるものとする。

5 事業実施主体は、備蓄活用申請書の承認後、やむを得ない事由により、活用の期間、数量等を変更する必要があるが生じた場合は、備蓄活用変更申請書(別記様式第9号の2)を生産局長に提出し、生産局長が備蓄活用申請書の変更が適当であると認めた場合に限り、変更できるものとする。

第9 配合飼料緊急運搬事業の実施

1 事業の実施

(1) 事業実施主体は、不測の事態の発生により供給不足地域が生じた場合は、実施要綱第4の1の規定により生産局長の承認を受けた事業実施計画に基づき、配合飼料緊急運搬

実施計画（別記様式第 10 号）を策定し、生産局長に提出する。

（２）生産局長は、（１）により提出された配合飼料緊急運搬実施計画が第 4 の 1 の事業継続計画及び緊急運搬計画と整合性があるか否かを審査する。

（３）生産局長は、（２）の審査の結果、配合飼料緊急運搬実施計画が適当であると認める場合は、承認するものとする。

（４）実施要綱別表の 2 の（１）及び（２）の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める相当定額は、別表 4 のとおりとする。また、実施要綱別表の 2 の（３）の事業の補助対象経費は、クレーン等（移動式クレーン、デリック、つり上げ機械を含む）の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、実施要綱別表の 2 の（３）の事業の補助率欄の規定により生産局長が別に定める上限額は、一日当たり 5 万円とする。

2 事業実施輸送経費の請求・支払

（１）事業実施主体は、交付要綱第 11 の規定に基づき、第 1 四半期から第 3 四半期までの最終月の翌月 15 日までに、配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書（別記様式第 11 号、以下「実施状況報告書」という。）を概算払請求書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、概算払請求することができる。

また、交付要綱第 13 の規定に基づき、事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに、実施状況報告書を実績報告書に添付の上、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）に対し、精算払請求するものとする。

（２）大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が（１）の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、生産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書、及び実施状況報告書の内容を審査の上、飼料穀物備蓄支援事業に要すると見込まれる経費との合計が農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、1 の（３）の規定により生産局長の承認を受けた配合飼料緊急運搬実施計画に記載された当該事業に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が支払を行う。

第 10 配合飼料安定供給連携支援事業の実施

1 事業内容

事業実施主体は、不測の事態の発生の際における配合飼料の円滑な供給を図るため、次の事業を行う。

（１）配合飼料安定供給連絡会議

不測の事態の発生の際における配合飼料の安定供給を図るために必要な情報共有・連携体制構築のため、全国会議及び地域ブロック会議を行う。

（２）配合飼料生産状況等調査

配合飼料の安定供給を図るために必要な情報を収集するため、次の取組を行う。

ア 配合飼料製造業者等の原料保管及び飼料製造状況の調査を行う。

イ 第 3 の 1 の事業の事業実施主体が保管する備蓄用飼料穀物の備蓄数量について、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 4 条の規定に基づき検量事業の許可を受けた者に、四半期に一度及び不測の事態の発生時等備蓄状況の確認が必要と

認める場合に、備蓄予定場所の備蓄状況を確認させる。

ウ ア及びイによる調査結果を取りまとめ、生産局長に報告するとともに、必要に応じ、構成員に調査結果を共有する。

(3) 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査

配合飼料の安定供給に向けた検討のために必要となる優良取組事例について、調査を行う。

(4) 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

事業継続計画に基づく関係者の取組を推進するため、構成員及びその関係者を対象として、事業継続計画に係る専門的知識に関する研修会、事業継続計画を効果的に運用するための模擬演習等を行う。

(5) 配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会

不測の事態の発生の際における配合飼料の安定供給を図るため、災害に強い輸送手法の開発等に関する検討会を行う。

(6) 事業の委託

事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

2 補助対象経費

補助対象経費は、別表5の経費のうち本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第11 指導

生産局長は、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該事業実施主体に対し、事業の履行について指導することができる。

第12 事業実施結果の報告

実施要綱第6に規定する事業実施結果の報告については、次に掲げるとおり、報告書を事業種類ごとに指定する様式により作成し、生産局長に提出して行うものとする。

(1) 飼料穀物備蓄支援事業及び配合飼料緊急運搬事業 別記様式第12号

(2) 配合飼料安定供給連携支援事業 別記様式第13号

第13 備蓄用飼料穀物の活用、運搬及び関係者間の連携指示

生産局長は、不測の事態の発生により、配合飼料の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体が備蓄する備蓄用飼料穀物の活用、備蓄用飼料穀物又は事業実施主体が保有する飼料穀物により製造した配合飼料の緊急運搬及び配合飼料の安定供給に向けた関係者間の連携その他必要な措置を指示することができる。

附 則

(施行期日)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表１ 拠点・防災備蓄分

実施要領第７に規定する拠点・防災備蓄分とは、国際戦略バルク港湾、国際拠点港湾又は重要港湾のうち大型船が入港可能な港湾のうち、飼料穀物の備蓄実績があり、かつ、飼料穀物備蓄対策事業開始時点で飼料穀物の備蓄に資する港湾ＢＣＰを策定している次に掲げる港湾における備蓄とする。

区 分	港 湾 名
国際戦略バルク港湾	釧路、鹿島、名古屋、水島、志布志
国際拠点港湾	苫小牧、仙台塩釜、千葉、清水、姫路、北九州、博多
重要港湾	八戸、鹿児島

(注) 港湾名は、国土交通省「港湾統計（年報）」による。

別表２ 品目別基準単価

備蓄用飼料穀物の保管に係る保管料単価については、級地別、品目別で加重平均した平均単価が、次に掲げる品目別基準単価を超えない範囲を補助対象とする。ただし、平均単価が基準単価を超えてしまう場合であっても、理由・状況等を審査の上、事業継続計画上、当該場所における保管が不可欠であると生産局長が認めるときは、該当する保管料については補助対象とする。

	とうもろこし	こうりゃん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
甲１ (円／トン・期)	186.83		185.33	186.60	181.47	212.34
甲２ (円／トン・期)						
乙１ (円／トン・期)	180.10		178.65	179.87	174.93	204.69
乙２ (円／トン・期)						
丙 (円／トン・期)	175.61		174.20	175.39	170.57	199.59
丙 (円／トン・期)	171.84		170.46	171.63	166.91	195.31

※級地別の港湾は次のとおり。

甲１：千葉、名古屋（知多）、神戸、博多

甲２：小樽、仙台塩釜（仙台）、北九州（門司）、那覇

乙１：仙台塩釜（石巻）、鹿島、清水、三河、姫路、水島

乙２：釧路、苫小牧、八戸、坂出、佐世保、鹿児島

丙：十勝、釜石、新潟、衣浦、笠岡、八代、細島、志布志

注：平均単価が基準単価を超える場合には、業務継続計画上、当該場所において保管を行う理由を提出すること（様式自由）。

別表3 品目別金利相当額支援単価

備蓄用飼料穀物の買入れ・保管のための資金の借入れに係る金利相当額については、保管数量に次に掲げる支援単価を乗じた額を補助することとする。

品目 支援単価	とうもろこし	こうりゃん	大麦	小麦	ふすま	大豆油かす
通常備蓄分 (円／トン・期)	3.05		2.91	3.03	2.54	5.46
拠点・防災備蓄分 (円／トン・期)	3.46		3.30	3.43	2.88	6.19

別表4 配合飼料輸送支援単価

- 1 実施要綱別表の2の(1)の経費は、
輸送量に次に掲げる輸送経路、輸送距離又は傭船期間ごとの単価を乗じた額を補助することとする。

陸路	輸送距離 (km)	20 ≤ 100	≤ 200	≤ 300	≤ 400	≤ 500	≤ 600	600 <
	単価 (円／トン)	800	1,700	2,600	3,500	4,300	5,200	6,100
海路	傭船期間 (日)	1 ≤ 4	5	6	6 <			
	単価 (円／トン)	3,400	3,700	3,900	4,200			

注：陸路における輸送距離 20km 未満は対象外とし、海路における傭船期間はフェリーへの乗船日を含む。

- 2 実施要綱別表の2の(2)の経費は、運送量に次に掲げる単価を乗じた額を補助することとする。

単価 (円／トン)	1,000
-----------	-------

別表 5

補助対象経費について

1 事業費

費 目	内 容	備 考
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話代等として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
光熱水費	本事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金として支払われる経費（基本料金を除く。）	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費及び指導費	

2 旅費

費 目	内 容	備 考
委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費	

講師旅費	本事業を実施するために直接必要な、研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
------	---	--

3 謝金

費 目	内 容	備 考
謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
原稿料	マニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

4 委託費

委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が協議会の場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の 50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
-----	--	--

5 雑役務費

費 目	内 容	備 考
手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用了者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用了者に支払う通勤の経費	

6 事業推進費

費目	内容	備考
事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に関する事務に係る人件費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、委託費の中に賃金が含まれている場合も同様の扱いとする。
- 2 上記の経費であっても、以下の場合にあっては認めない。
 1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合

別記様式第 1 号（第 4 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業のうち飼料穀物備蓄支援事業及び配合
飼料緊急運搬事業の事業実施計画の承認（変更）申請について

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産
省生産局長通知）第 4 の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）を申請する。

（注）関係書類として、別記様式第 2 号～第 4 号を添付すること。

（担当者）

所属・役職

担当者氏名

電話番号 平日 9:00～17:00 に連絡可能な電話番号を記載

F A X 番号

e-mail アドレス

別記様式第2号（第4関係）

事業継続計画

通常供給を行っている畜産経営等全般に対し、配合飼料の安定供給を行う内容とする。

枠内に必要事項を記載すること。また、別途、事業継続計画（BCP）を策定している場合には、該当箇所を添付すること。なお、不測の事態に備えた行動計画（タイムライン）等を策定している場合は、参考資料として添付すること。

（1）緊急事態（リスク）及びその被害想定（工場、港等）

- ※ 想定される緊急事態（リスク）を記載し、リスクごとに生じる被害を記載すること。
- ※ 実際に備蓄を活用することが想定されるリスクを網羅すること。

（2）緊急時の飼料製造・供給先並びに供給量及び復旧目標時間

- ※ 緊急時の飼料製造・供給先及び供給量と復旧目標時間を記載すること。
復旧目標時間については、（1）のリスクごとに記載すること。

（3）事前対策計画

① 施設整備、他社との連携等

- ※ 配合飼料の安定供給のための平時からの取組、例えば、施設の耐震整備、非常用発電機等の設置等のハード面、同業他社との連携協定（非常時の共同運送及び製造受委託）等のソフト面等について記載すること。

② 飼料穀物備蓄、製品在庫等の確保
※ 飼料穀物の備蓄計画については別記様式第3号のとおり。 ※ 本欄には、副原料、製品在庫の確保等について記載すること。
(4) 緊急時の飼料製造・供給の継続のための方策
① B C P 発動フローについて
※ 緊急時の B C P 発動手順等を記載。必要に応じ図示すること。
② 人員の確保
※ 非常時の安否確認、連絡体制等について記載。(1)の被害想定で人員の不足が予想される際には、代替措置についても記載。
③ 設備、原料等の復旧確保
ア 工場等設備の復旧

※ 緊急時の配合飼料製造・供給のために必要な工場等設備について列挙するとともに、想定される緊急事態下において、継続的に稼働又は復旧させるために必要な方策を記載すること。目標時間内の復旧が困難であると見込まれる場合には、代替措置（製造委託等）について記載すること。

イ 原料等の確保（備蓄計画：穀物の活用を含む。）

※ 必要な原料等の確保のための方策について記載。備蓄穀物の活用、緊急時の飼料設計や銘柄数の変更等についても本欄に記載すること。なお、原料穀物の活用については、別記様式第3号の備蓄実施計画との整合性について留意すること。

※ 緊急輸送での輸送量との整合性を担保する観点から、備蓄外の飼料穀物在庫の活用についても併せて本欄で記載すること。また、MA米を使用する場合の工場の運用（原料の受入れ、加工等）についても記載すること。

ウ 畜産経営への供給（緊急輸送を含む。）

※ 畜産農家への飼料供給を行うための輸送手段の確保（代替措置含む。）等について記載すること。なお、国内災害時に実施する被災地への緊急輸送については概要を本欄に記載し、詳細な輸送計画については別記様式第4号に記載すること。

※ 製品在庫の活用についても記載すること。

エ その他（ライフライン、通信手段の確保等）

- ※ 電気、燃油、水道等のライフライン、電話、e-mail 等の通信手段、製造・供給に必要な電子データのバックアップ等の確保の取組について記載すること。

(5) B C P の運用・管理（教育・訓練）

- ※ B C P 策定・運用体制（責任者）を記載すること。
- ※ B C P の改訂頻度とその手続、B C P に関する社員教育、B C P に関する実地訓練等について記載すること。

別記様式第3号(第4関係)

備蓄実施計画

【第〇～〇四半期】^{注1}

備蓄予定地域 (港湾名)	備蓄品目	備蓄数量 (トン)	備蓄 予定 場所 ^{注2}	備蓄予定場所リスト			(参考)隣接配合飼料工場			備考 ^{注4}
				注3	名 称	所 在 地	名称	所 在 地	生産量 (トン／月)	
合計										
	計									

注1 各四半期での備蓄実施計画の変更を予定している場合は、各期ごとに本様式を作成し、期間を明示すること。

注2 備蓄予定場所リスト中の番号を記載すること。

注3 地域毎に指定サイロ、その他営業サイロ、自社サイロ等の順で記載すること。

注4 拠点・防災備蓄分の場合は、備考欄にその旨記載すること。

備蓄予定場所及び所要額

【第〇～〇四半期】^{注1}

備蓄予定地域 (港湾名)	備蓄予定場所	備蓄品目	級地	備蓄 数量 (トン) ①	保管料単価 (円／トン・期) ② ^{注2}	利子相当額単価 (円／トン・期) ③	1期当たり所要額(円) ^{注3}			所 要 額 (円) (④+⑤+⑥)×期数 ^{注5}	備考
							通常備蓄分保管 料 (①×②×5／17) ④	拠点・防災備蓄 分 保管料 ^{注4} (①×②×1／3) ⑤	利子相当額 (①×③) ⑥		
合計			計								

品目別・級地別保管料単価^{注6}

品目				
級地				
平均単価				

注1:各四半期での備蓄実施計画の変更を予定している場合は、各期ごとに本様式を作成し期間を明示すること。
注2:保管料の発生しない工場併設サイロ等の保管経費については、別紙で計算書を添付すること。
注3:小数点以下の端数は切り捨てとすること。
注4:拠点・防災備蓄分は、⑤欄に計上し、備考欄にその旨記載すること。
注5:1年を36期(四半期は9期)とすること。
注6:平均単価の欄には、加重平均した保管料(保管料の発生する場所のみを計上)を記入すること。なお、当該欄の保管料は別に定める基準単価を超えないこと。

緊急運搬計画

(1) 配合飼料の輸送

想定される事象	被災工場所在地	被災工場生産量 (トン／月)	飼料配送拠点の 所在地(①)	代替生産場所	代替生産場所所 在地(②) (左記に記載がない 場合は記入)	①から②までの 輸送距離 (km)	輸送補助 単価 ^{注1} (円／トン)	輸送量 ^{注2} (トン)	所要額 (円)

注1 輸送単価は別表4参照。

注2 輸送量の根拠を別紙に記入すること。

(2) 配合飼料の詰替え

農家形態	詰替え形態 ・詰替えが必要な理由	詰替え運送予定日数(日)	運送予定数量 ①(トン)	助成単価②(円/トン)	小計①×② (円)
合計					

注：トン未満は切り捨て。

(3) クレーン等の借上げ

農家形態	クレーン等を利用する理由	借上げ予定日数①(日)	借上げ費用② (円)(上限10万円)	小計(①×②) ③(円)	助成額(補助率1/2以内) ③×1/2 (円)
合計					

注1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注2：補助対象経費は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は10万円を上限とする。

注3：円未満は切り捨て。

別記様式第 5 号（第 4 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業のうち配合飼料安定供給連携支援事業
の事業実施計画の承認（変更）申請について

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産
省生産局長通知）第 4 の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）を申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

（担当者）

所属・役職

担当者氏名

電話番号 平日 9:00～17:00 に連絡可能な電話番号を記載

F A X 番号

e-mail アドレス

飼料穀物備蓄対策事業

配合飼料安定供給連携支援事業実施計画書

事業実施年度：〇〇年度

第 1 協議会

1 代表者名

所属及び役職	氏 名

2 構成員

事務局	協議会構成員（名称・所在地）		配合飼料製造者 ①	配合飼料原料を供給する者 ②	その他 ③
	〇〇	〇〇県〇〇市	〇		
◎	(株)〇〇	〇〇県〇〇市		〇	
	〇〇				〇

3 事業実施体制

項目	所属機関・部署・職名	氏名	住所	電話番号	備考
申請者 (事業代表者)					
事務局代表者					
会計責任者					

※ 会計責任者の備考欄には、会計に関する知見・知識を記載すること。

第 2 事業の実施方針

第 3 事業の内容及び計画

1 配合飼料安定供給連絡会議（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容①：全国会議の開催（必須） 〇〇や××の検討、□□のため、全国会議を開催する。	協議会構成員全員	〇月～〇月	〇回	××の検討（〇回開催予定）、 □□の検討（〇回予定予定） ・・・を円滑に行うためには、 計〇回の開催が必要である
取組内容②：地域ブロック会議の開催（必須） 〇〇や××の検討、□□のため、地域ブロック会議を開催する。				

2 配合飼料生産状況等調査（必須）

取組内容①：配合飼料原料保管状況等調査（必須） 配合飼料製造業者の原料保管状況や飼料製造状況の調査を行う。				
取組内容②：備蓄数量の検量（必須） 飼料穀物備蓄支援事業の事業実施主体等が保管する備蓄飼料穀物の備蓄数量を検量により確認する。				

3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容①：				
取組内容②：				

4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容①：				
取組内容②：				

5 配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	必要性
取組内容①：				
取組内容②：				

6 実施スケジュール ※別表により作成すること。

第4 経費

1 経費の配分及び負担区分（該当する区分のみ記入）

単位：額（千円）

区分	事業費	うち国庫補助金	うち協議会費	うちその他	備考
1 配合飼料安定供給連絡会議					
2 配合飼料生産状況等調査					
3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査					
4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等					
5 配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会					
合計（1 + 2 + 3 + 4 + 5）					

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「除税額〇〇千円、うち国費〇〇千円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 〇年〇月〇日

3 算出の基礎

（1）収入の部

単位：額（千円）

区分	予算額（又は積算額）	備考
国庫補助金（A）		
協議会費（B）		
うち（株）××		
うち〇〇		
その他（C）		
合計（（A）+（B）+（C））		

(2) 支出の部

単位：額（千円）

区分	要領Ⅰの別表に掲げる経費の費目	予算額	備考
1 配合飼料安定供給連絡会議 (小計)			
2 配合飼料生産状況等調査 (小計)			
3 配合飼料の安定供給に係る優良事例調査 (小計)			
4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等 (小計)			
5 配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会 (小計)			
合計			

※ 費目ごとに記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

第5 その他

事業実施計画書には、次の資料を添付すること。

- 1 経費の使用に関する規程（案など）及び参考資料
- 2 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
- 3 その他生産局長が特に必要と認めるもの

別表

事業実施スケジュール

[illegible]

別記様式第 5 号の 1（第 4 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業交付決定前着手届

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 4 の 3 の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第6号(第6関係)

飼料穀物備蓄台帳(日別)

事業実施主体名

品名

保管場所

保管場所種別

日	繰越	受入	払出	在庫	日	繰越	受入	払出	在庫
1	注2				17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21	注2			
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11	注2				27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				注1
16									

確認者記入欄

所 属 :

年 月 日

氏 名 :

注1:月末在庫量を黒枠で囲むこと。各月分備蓄実績報告書に転記。

注2:繰越在庫について経費計算書に転記。

年 月分 備蓄実施報告

農林水産省生産局長 殿

事業所所在地
事業者名
代表者氏名

次の通り、 年 月末の備蓄用飼料穀物の数量を報告する。

備蓄品目	備蓄地域 (港湾名)	備蓄場所	備蓄数量 (トン)	計画数量 (トン)	基準数量 ^{注1} (トン)
	合計				
	合計				
	合計				
総計					

注1:基準数量＝計画数量×1／2とする。

年 月 分 保管経費計算書

【品目:】

【備蓄計画数量:】

事業実施主体名:

期別	経費	保管場所種別	保管場所	備蓄数量 (トン) ^{注1}	算入率 (%) ^{注2}	補助対象数量 ^{注1} (トン) (⑦×④) ⑦	単価 (円/トン・期)	補助対象額 ^{注1} ① (円) (⑦×⑤) ②	控除額 ^{注3} ③	補助率 ^{注4} ④	助成額 ^{注1} (円) (②－③)× ⑤ ⑥	
上期	保管料	指定サイロ										
			小計									
		営業サイロ等										
			小計									
		自社サイロ等 ^{注5}										
			小計									
		計				ⓧ ^{注6}						
		利子相当額	通常備蓄分									
			拠点・防災備蓄分									
		上期計										
中期	保管料	指定サイロ										
			小計									
		営業サイロ等										
			小計									
		自社サイロ等 ^{注5}										
			小計									
		計				ⓧ ^{注6}						
		利子相当額	通常備蓄分									
			拠点・防災備蓄分									
		中期計										
下期	保管料	指定サイロ										
			小計									
		営業サイロ等										
			小計									
		自社サイロ等 ^{注5}										
			小計									
		計				ⓧ ^{注6}						
		利子相当額	通常備蓄分									
			拠点・防災備蓄分									
		下期計										
								月分助成額等				
								第○四半期				
								助成額等 ^{注7}				

注1: ㉔、㉕、㉖及び㉘欄は、小数点以下の端数を切り捨てること。

注2: 算入率の計算方法は実施要領の別紙「保管経費の算定方法」を参考とし、小数点第3位を四捨五入すること。

注3: 保管料単価に関わらない値引き等があった場合、控除額欄に計上すること。

注4: 保管料の補助率は、通常備蓄分を「5/17」、拠点・防災備蓄分を「1/3」とし、利子相当額の補助率は、「1」とすること。

注5: 自社サイロ等の保管料を請求する場合は備蓄実施計画に準じて別途算定根拠を添付すること。

注6: ㉙は備蓄数量の総計が備蓄計画数量－備蓄活用数量より多い場合は同式により算出し、備蓄数量の総計が備蓄計画数量－備蓄活用数量より少ない場合は備蓄数量とすること。また、㉙が保管場所種別の合計と一致しない場合は、一致するまで保管場所種別・保管場所毎に小数点以下の大きい(又は小さい)順に1を加え(又は減じ)ること。

注7: 各四半期最終月(6、9、12、3月)に記入すること。

注8: 備蓄活用数量がある場合は、欄外にその数量を明記すること。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者（事業実施主体） 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業における備蓄活用申請書

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 1 の規定に基づき、次のとおり申請する。

1. 活用品目・数量・期間

品 目	数 量（トン）	期 間

2. 活用理由

（品目名 ）
（事業継続計画に記載した該当内容）

（品目名 ）
（事業継続計画に記載した該当内容）

（注）活用理由が客観的に分かる資料及び別添備蓄回復計画書を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者（事業実施主体） 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業における備蓄活用申請書

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 1 の規定に基づき、次のとおり申請する。

1. 活用品目・数量・期間

品 目	数 量（トン）	期 間

2. 活用理由

（品目名 ）
（事業継続計画に記載した該当内容）

（品目名 ）
（事業継続計画に記載した該当内容）

（注）活用理由が客観的に分かる資料及び別添備蓄回復計画書を添付すること。

別記様式第 9 号の 2 （第 8 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者（事業実施主体） 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業における備蓄活用申請書の変更申請について

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 8 の 5 の規定に基づき、〇年〇月〇日に申請した備蓄活用申請書について、次のとおり変更申請する。

1. 活用品目・数量・期間

品 目	数 量（トン）		期 間	
	変更前	変更後	変更前	変更後

2. 変更理由

（注）変更理由が客観的に分かる資料及び別添備蓄回復計画書を添付すること。

別記様式第9号別添

備蓄回復計画書

事業実施主体名：

飼料穀物品目名:

備蓄計画数量:

(単位:トン)

[illegible]

注1) 活用期間中の備蓄数量については、備蓄予定場所ごとに増減の可能性があるので、全体の備蓄数量が把握できるよう全ての備蓄予定場所の備蓄数量を日ごとに計画してください。

注2) 備蓄計画数量が回復する日を赤字で強調してください。

注3) 活用期間については、必要に応じて日数を増減のうえ、実際の月日を記入してください。

注4) 備蓄予定場所については、必要に応じて増減してください。

注5) 本資料は、備蓄活用申請書に添付してください。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業のうち配合飼料緊急運搬事業実施計画
(変更)の承認申請について

年度において、飼料穀物備蓄対策事業のうち配合飼料緊急運搬事業を実施したい
ので、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林
水産省生産局長通知）第 9 の 1 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認
申請する。

（注 1）関係書類として、別添及び緊急運搬を要する状況が分かる資料を添付すること。

（注 2）変更の場合は、変更の理由を記載すること。

別添

飼料穀物備蓄対策事業のうち配合飼料緊急運搬実施計画

1 実施内容

〇〇により〇〇工場で供給していた配合飼料に〇〇トンの不足が見込まれるため、他地域の工場から〇〇県の飼料配送基地に〇〇トンの配合飼料を輸送する。

2 配合飼料の緊急輸送必要量

配合飼料工場	本年〇～〇月生産 見込み量 (トン)	緊急輸送必要量 (トン)
〇〇工場		
△△工場		
合 計		

(注) 1. 配合飼料工場には、自社工場、委託工場の名称を記入すること。

2. 委託工場の場合、自社委託に係る数量を記入すること。

3 輸送計画

	出荷元	到着地	輸送距離 (又 は傭船期間)	輸送予定数 量①	助成単価 ②	小計
	工場名等 (住所)	配送基地名等 (住所)	(km 又は日)	(トン)	(円/トン)	①×②(円)
合 計						

注 1 : 「配送基地等」とは、次の (1) 及び (2) とする。

(1) 供給不足地域において、飼料配送の拠点となる飼料保管倉庫等。

(2) 供給不足地域以外の地域から配合飼料を輸送するため、供給不足地域の畜産農家を車両により巡回する場合は、最初の荷降ろしを行ったところ。

注 2 : 「輸送距離 (又は傭船期間)」については、陸路における輸送距離 20km 未満は対象外とし、海路における傭船期間はフェリーへの乗船日を含む。

注 3 : 「輸送予定数量」については、トン未満は切り捨て。

4 紙袋、フレコンバッグへの詰替え計画

運送先	詰替え形態・詰替えが必要な理由	詰替え運送予定日数（日）	運送予定数量 ①（トン）	助成単価 ②（円/トン）	小計 ①×② （円）
畜産農家名等 （住所）					
合 計					

注：トン未満は切り捨て。

5 クレーン等借上げ計画

利用場所	クレーン等を利用する理由	借上げ予定日数 ①（日）	借上げ費用 ②（円） （上限 10 万円）	小計 ③ ①×②（円）	助成額 （補助率 1/2 以内） ③× 1/2（円）
（住所）					
合 計					

注 1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注 2：補助対象額は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は 10 万円を上限とする。

注 3：「借上げ費用」欄については、円未満は切り捨て。

別紙様式第 11 号（第 9 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

〇〇年度配合飼料緊急運搬事業実施状況報告書

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 9 の 2 の（1）の規定に基づき、事業実施状況報告書について、別添のとおり報告する。

別添

1 実施内容

〇〇により〇〇工場で供給していた配合飼料が〇〇トン不足したため、他地域の工場から〇〇県の飼料配送基地に〇〇トンの配合飼料を輸送した。

2 配合飼料の緊急輸送実績量

配合飼料工場	本年〇～〇月生産 見込み量 (トン)	緊急輸送必要量 (トン)
〇〇工場		
△△工場		
合 計		

(注) 1. 配合飼料工場には、自社工場、委託工場の名称を記入すること。
2. 委託工場の場合、自社委託に係る数量を記入すること。

3 輸送実績

	出荷元 (工場名等)	到着地 (配送基地名 等)	輸送距離(又は 傭船期間) (km 又は日)	輸送数量 ① (トン)	助成単価 ②(円/トン)	小計 ①×②(円)
合計						

注 1 : 「輸送距離 (又は傭船期間) 」については、陸路における輸送距離 20km 未満は対象外とし、海路における傭船期間はフェリーへの乗船日を含む。
注 2 : 「輸送数量」については、トン未満は切り捨て。
注 3 : 出荷元から到着地まで輸送した距離、数量及び金額が分かる証拠書類を併せて提出すること。

4 紙袋、フレコンバックへの詰替え実績

運送先	詰替え形態・詰替えが必要 となった理由	詰替え運送 日数（日）	運送数量 ①（トン）	助成単価 ②（円/トン）	小計 ①×② （円）
畜産農家名等 （住所）					
合 計					

注 1：「運送数量」については、トン未満は切り捨て。

注 2：詰替えた数量及び農家等まで運送したことが分かる証拠書類を併せて提出すること。

5 クレーン等借上げ実績

利用場所	クレーン等を利用 した理由	借上げ日数 ①（日）	借上げ費用 ②（円） （上限 10 万円）	小計 ③ ①×② （円）	補助対象額 （補助率 1/2 以内） ③× 1/2（円）
（住所）					
合 計					

注 1：クレーン等には移動式クレーン、デリック、その他つり上げ機械を含む。

注 2：「借上げ費用」については、円未満は切り捨て。

注 3：補助対象額は、クレーン等の借上げに要した掛かり増し経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもののみとし、一日当たりの借上げ費用は 10 万円を上限とする。

注 4：クレーン等を借上げたことが分かる証拠書類を併せて提出すること。

別記様式第 12 号（第 12 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者（事業実施主体） 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業のうち飼料穀物備蓄支援事業及び配合飼料緊急運搬事業の実施結果報告

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産省生産局長通知）第 12 の規定に基づき、事業実施結果を以下のとおり報告する。

1－1．年間備蓄実績（トン）

	品目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
期 末 在 庫														

1－2．備蓄活用実績

2．緊急輸送実績

輸送ルート	〇〇～〇〇（陸路・海路）
実施時期	〇年〇月〇日
輸送量	トン

3．事業継続計画に係る取組実績

※事業継続計画の改訂、社員教育、実地訓練等の取組について記載

別記様式第 13 号（第 12 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
名 称
代表者（事業実施主体） 印

〇〇年度飼料穀物備蓄対策事業のうち配合飼料安定供給連携支援事業の実
施結果報告

飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1991 号農林水産
省生産局長通知）第 12 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）実施結果報告を行う場合は、関係書類として、別添の推進事業実施状況報告書を
添付すること。

飼料穀物備蓄対策事業

配合飼料安定供給連携支援事業実施結果報告書

事業実施年度：〇〇年度

第1 事業実施状況（「取組内容」には、配合飼料安定供給連携支援事業実施計画第3に記載した取組及び追加で行った取組の実施状況を記載すること。）

1 配合飼料安定供給連絡会議（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 （単価、回数等）	備考・具体的な内容
取組内容①：全国会議の開催（必須） 〇〇や××の検討、□□のため、全国会議を開催した。	協議会構成員全員	〇月～〇月	〇回	
取組内容②：地域ブロック会議の開催（必須） 〇〇や××の検討、□□のため、地域ブロック会議を開催した。				

2 配合飼料生産状況等調査（必須）

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 （単価、回数等）	備考・具体的な内容
取組内容①：配合飼料原料保管状況等調査（必須） 配合飼料製造業者の原料保管状況や飼料製造状況の調査を実施した。				
取組内容②：備蓄数量の検量（必須） 飼料穀物備蓄支援事業の事業実施主体等が保管する備蓄飼料穀物の備蓄数量を検量により確認した。				

--	--	--	--	--

3 配合飼料等の安定供給に係る優良事例調査

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容①：				
取組内容②：				

4 事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会等

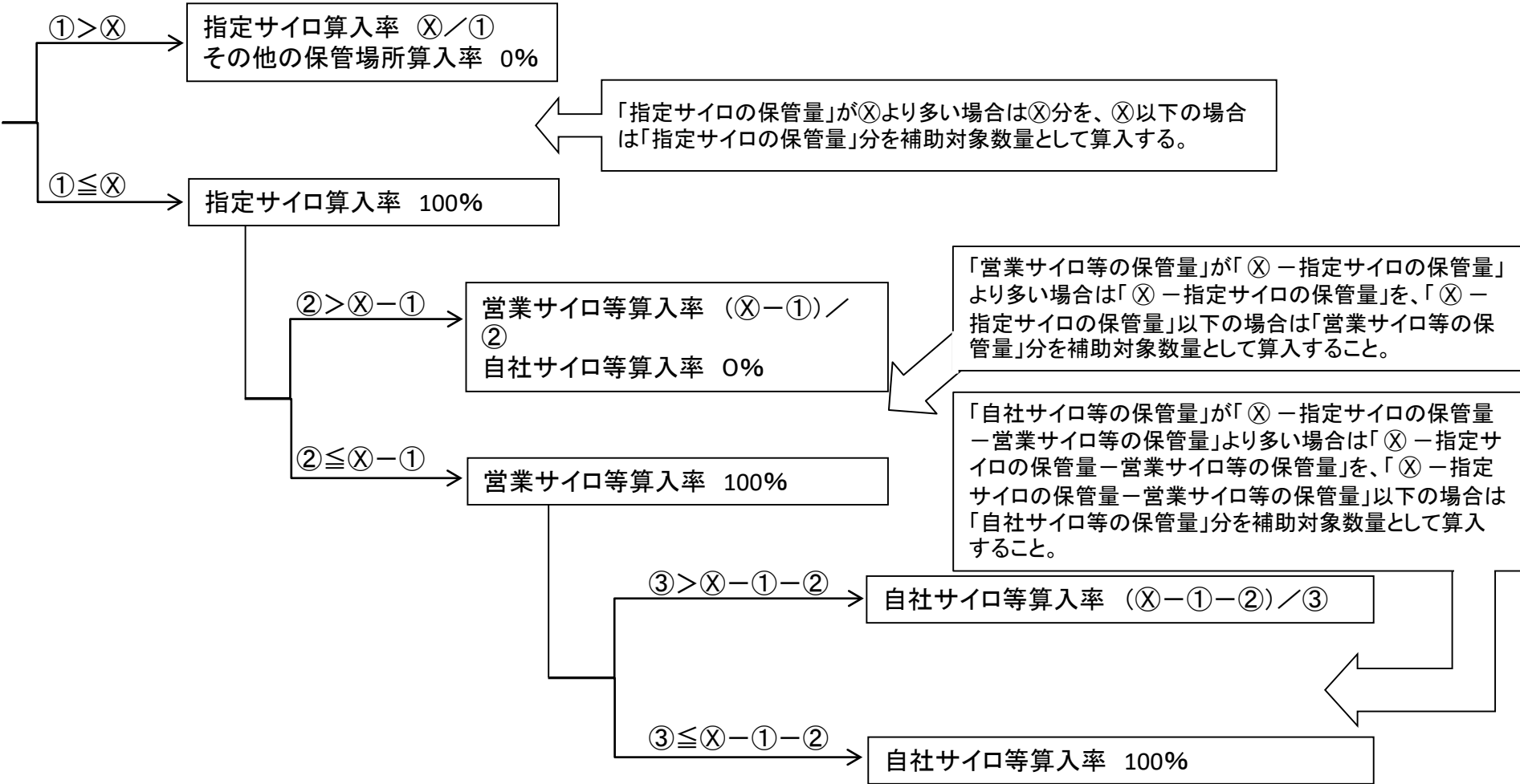
取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容①：				
取組内容②：				

--	--	--	--	--

5 配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会

取組内容	推進体制・主な関係者	実施時期	事業量 (単価、回数等)	備考・具体的な内容
取組内容①：				
取組内容②：				

保管経費の算定方法



注1: 本結果を基に別記様式第8号の算入率(㊦)を記入すること。

注2: ㊦は備蓄数量の総計が備蓄計画数量－備蓄活用数量より多い場合は同式により算出し、備蓄数量の総計が備蓄計画数量－備蓄活用数量より少ない場合は備蓄数量とすること。